

令和5年度第2回情報公開・個人情報保護審議会  
資料



令和5年9月25日

行政総務課長 様

危機管理担当課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 防災対策課  
危機管理担当  
内 線 1464

(作成)

登録番号	3-2-2	開始年月日	令和5年9月20日
------	-------	-------	-----------

事務の名称	防災情報に関すること
事務の概要	災害対策基本法及び茅ヶ崎市地域防災計画に基づき令和5年9月20日より防災ラジオの有償配布を行うにあたり、広く普及を図るため過去に購入した者を対象者から除くことを目的として、防災ラジオ購入者リストを備えるため、新しく個人情報取扱事務登録票を作成し、報告するものです。
作成した登録票	別添

備考	
----	--

## 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	防災対策課				
登録番号	3-2-2				
事務の名称	防災情報に関すること				
開始年月日	令和5年9月20日				
変更年月日					
個人情報を取り扱う根拠法令等	災害対策基本法・茅ヶ崎市地域防災計画				
取り扱う個人情報の範囲	防災ラジオ購入者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	防災ラジオの普及を図るために重複購入を避けるため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	個人番号	親族関係	職業・職歴	資産状況	団体加入
	○氏名	婚姻歴	学業・学歴	収入状況	趣味・し好
	整理番号	家族状況	地位	納税状況	意見・要望
	本籍	居住状況	資格	取引状況	相談記録
	国籍		成績・評価	公的扶助	
	○住所		賞罰		
	○電話番号				
	生年月日				
	○年齢				
	性別				
	続柄				
要配慮個人情報の取扱い	人種	病歴	心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	本人及び代理人から申し込みにより収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい					
提供先					
提供する項目					
提供方法					

使用する「個人情報記録」	防災ラジオ購入者台帳	電子	
備考			

令和5年8月31日

行政総務課長 様

医事課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 医事課 医事担当  
小澤  
内 線 1 2 2 6

(変更)

登録番号	14-2-5	変更予定年月日	令和5年12月11日
------	--------	---------	------------

事務の名称	他の医療機関との連携に関すること		
変更理由	<p>転院の調整にかかる事務について、藤沢市内の14病院で使用されているクラウド型転院調整システムを、茅ヶ崎市、寒川町の病院を含めた圏域（二次医療圏）に拡大することとなり、茅ヶ崎市立病院においても同システムを導入する方針となったことから、個人情報の提供方法及び使用する個人情報記録を新たに追加する必要があるため。</p>		
変更後の登録票	別添		
変更事項	変更前	変更後	
提供方法	郵送、口頭	郵送、口頭 <u>クラウド型転院調整システム</u>	
使用する「個人情報記録」	病診連携申込書兼予約票 病状報告書兼受診確認連絡票	病診連携申込書兼予約票 病状報告書兼受診確認連絡票 <u>転院患者台帳</u>	

備考	
----	--



## 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	医事課				
登録番号	14-2-5				
事務の名称	他の医療機関との連携に関すること				
開始年月日	平成28年10月3日				
変更年月日	令和5年12月11日				
個人情報を取り扱う根拠法令等	医療法第六条の四第3項				
取り扱う個人情報の範囲	紹介、逆紹介患者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	医療機関等との患者の紹介、逆紹介を推進するため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	職業・職歴	資産状況	団体加入
	<input type="checkbox"/> 氏名	婚姻歴	学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	趣味・し好
	整理番号	<input type="checkbox"/> 家族状況	地位	納税状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望
	本籍	<input type="checkbox"/> 居住状況	資格	取引状況	<input type="checkbox"/> 相談記録
	国籍		成績・評価	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
	<input type="checkbox"/> 住所		賞罰	<input type="checkbox"/> 社会保険情報	
	<input type="checkbox"/> 電話番号				
	<input type="checkbox"/> 生年月日				
	<input type="checkbox"/> 年齢				
	<input type="checkbox"/> 性別				
	<input type="checkbox"/> 続柄				
要配慮個人情報の取扱い	人種	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	医療機関等から文書により収集、本人及び家族等から口頭により収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい	患者支援センター				
提供先	紹介先医療機関等（診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）				
提供する項目	氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、続柄、親族関係、家族状況、居住状況、公的扶助、社会保険情報、意見・要望、相談記録、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導内容、医師による診療状況、医師による処方内容				
提供方法	郵送、口頭、クラウド型転院調整システム				

使用する「個人情報記録」	病診連携申込書兼予約票	マニュアル （紙）	
	病状報告書兼受診確認連絡票	マニュアル （紙）	
	転院患者台帳	電子	
備考			



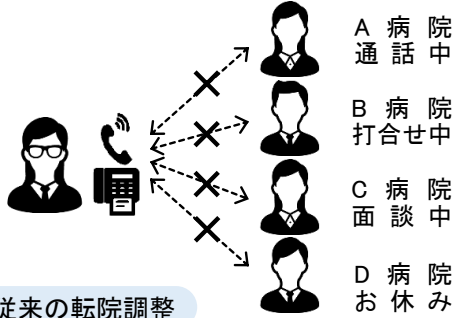
# クラウド型転院調整システムのご案内

補足資料

効率的で円滑な医療連携を実現し、迅速な転院・退院調整を行うためのネットワークシステムです。

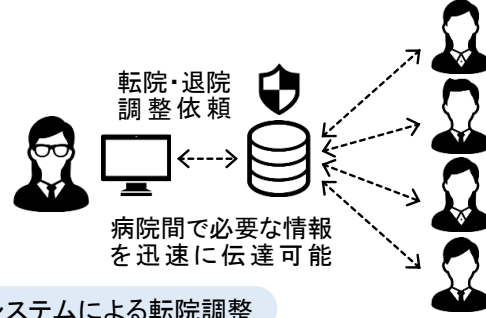
## システムの特徴

転院・退院先の関連施設へ患者さんの情報を正確かつ迅速に伝えることが可能となり、継ぎ目のない医療・看護・介護サービスを提供できます。



### 従来の転院調整

- ・転院候補の全病院へ電話で転院を依頼し、FAXで情報を発信。→同内容の電話連絡を複数回行う。
- ・担当者不在等で、時間のロスが生じる。

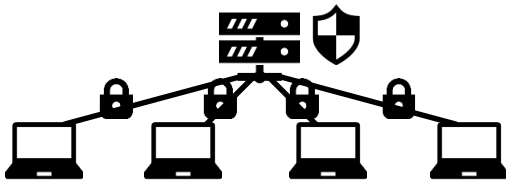


### システムによる転院調整

- ・一度に複数の病院へ依頼可能。
- ・担当者不在でも、チャット機能等を用いて情報伝達が可能。

## 個人情報の取り扱い

厚生労働省の定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。



### セキュリティ

通信は暗号化されており、認証された端末のみアクセス可能な専用ネットワーク(閉域網)を用いるため、外部からのアクセスを防ぎます。

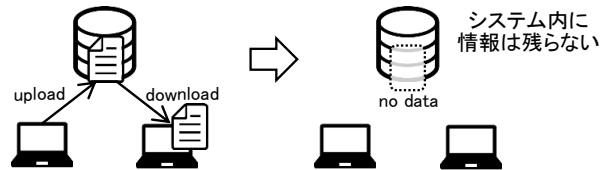


### 開示情報の制限

調整時は診療情報のみを用いるため、名前、住所、電話番号など個人を特定する情報は扱いません。

### 情報の自動削除

連携先にのみ個人情報を含む診療情報を提供しますが、システム内の情報は一定期間経過後に自動削除されるため、個人情報が残ることはありません。



## 費用



システムの利用に関して、患者さんに料金をご負担いただくことはありません。

## 自由意思



システムを利用しない場合でも、今後の診療において不利益が生じることはありません。

お問い合わせ

茅ヶ崎市立病院 患者支援センター  
TEL: 0467-52-1111(内線1245)

白紙

個 情 第2689号  
令和5年9月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 殿

個人情報保護委員会  
委員長 丹野 美絵子

検査等結果の通知について（指導）

貴市の保有個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第156条の規定に基づき特定の項目に限定して実施した特定項目調査及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第35条第1項の規定に基づき特定の項目に限定して実施した特定項目検査（以下「特定項目検査等」という。）の結果について、個人情報保護法第157条及び番号法第33条に基づき、別添「特定項目検査等結果通知書」のとおり指導する。

別添「特定項目検査等結果通知書」において指導した事項の改善状況（検討途中である場合にはその状況）については、個人情報保護法第156条及び番号法第35条第1項に基づき、令和5年10月31日までに関係資料を添えて報告するよう求める。

(別添)

## 特定項目検査等結果通知書（指導）

### 第1 総論

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、個人情報保護法第156条及び番号法第35条第1項の規定に基づき特定項目検査等を実施した。

本特定項目検査等は、貴市の保有個人情報及び特定個人情報等に関する管理体制並びに情報システムに関する安全管理措置の実施状況を対象とし、特定の項目に限定して実施した。

本特定項目検査等において確認した改善すべき事項は、次のとおりであり、当委員会の指導根拠については、各事項の文末に括弧書きで記載したとおりである。

なお、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を「事務対応ガイド」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）を「番号法ガイドライン安全管理措置」と表記している。

### 第2 改善すべき事項（個人情報保護法）

#### 1 漏えい時等の対応体制

当委員会へ報告する手順書が整備されていなかった（事務対応ガイド4-8-11(6)）。

#### 2 教育研修

保護管理者に対する研修が計画されていなかった（事務対応ガイド4-8-3(3)）。

#### 3 監査

個人情報のみを取り扱う課に対して監査を行う計画になっていなかった（事務対応ガイド4-8-12(1)）。

#### 4 ログの分析等

こども育成相談課において、ログの分析が定期的に行われていなかった（事務対応ガイド4-8-6(3)）。

### 第3 改善すべき事項（番号法）

#### ○ 漏えい時等の対応体制

個人情報保護委員会へ報告する手順書が整備されていなかった（番号法ガイドライン安全管理措置<sup>2</sup>C d）。

### 第4 改善について

上記第2及び第3の事項について、保有個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いの確保のために必要な安全管理措置を講ずる必要がある。

以上